

沖縄県廃棄物処理計画(第六期)

(計画期間:令和8(2026)年度～令和12(2030)年度)

概要版

令和8(2026)年3月



沖縄県

OKINAWA PREFECTURE

1 はじめに

策定の背景・趣旨

- 沖縄県では、平成13(2001)年度に「沖縄県廃棄物処理計画」を策定し、循環型社会の形成に向けて、マイバッグの推進と併せてレジ袋の有料化の先行実施や産業廃棄物税を導入し、税金を活用した産業廃棄物の削減等に取り組み、一定の成果を上げてきました。そのような中、国では令和6(2024)年度に策定した第五次循環型社会形成推進基本計画において、資源を効率的・循環的に有効利用する循環経済(サーキュラーエコノミー)への移行を通して、資源循環をより一層強化していくことが示されています(3頁参照)。
- このような背景を踏まえ、この度、本県が取り組む各種施策の方向性とその具体的な目標等を定めた「第六期沖縄県廃棄物処理計画(以下「第六期計画」という。)」を新たに策定しました。
- 引き続き、本計画に基づき、県民、事業者、市町村及び県といった多くの主体が連携・協働し、目指すべき将来像である「循環共生型社会の形成による持続可能な沖縄の実現」に向け、包括的な取組を総合的かつ計画的に推進していきます。

計画の性格と位置づけ

- 第六期計画は、廃棄物処理法第5条の5の規定に基づく法定計画であり、市町村が策定する「一般廃棄物処理計画」と連携を図りつつ、県民、事業者、市町村及び県が一体となって「循環共生型社会」の形成に向けて取組を進めるための総合計画です。
- また、将来の一般廃棄物の排出量予測や人口の減少等を見据え、中長期的な視点で将来の一般廃棄物処理施設のあり方等を示した沖縄県ごみ処理広域化・集約化計画を含めて策定しています。



計画の期間

- 本計画の対象期間は、令和8(2026)年度から令和 12(2030)年度までの5カ年とし、令和 12(2030)年度を目標年度とします。

目指すべき将来像

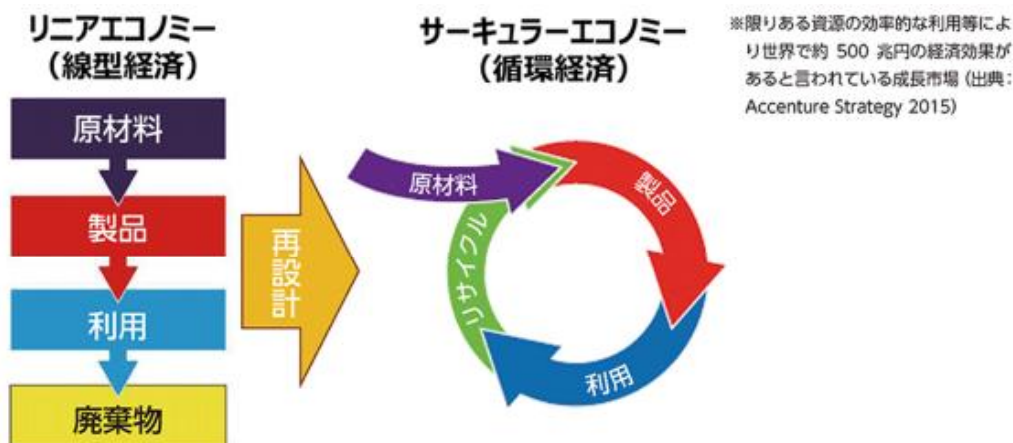
- 世界に誇れる美しい自然環境の保全と社会経済活動とのバランスのとれた持続可能な地域社会を目指すため、県民一人ひとりが 3R を実践するとともに、発生した廃棄物の適正処理に努め、環境負荷の少ない循環型社会を構築する必要があります。
- 第六期計画では、目指すべき将来像「循環共生型社会の形成による持続可能な沖縄」を掲げ、それを実現するための5つの基本方針に基づいた施策を展開します。
- また、県民全体で共有する沖縄の 2030 年を目途とする将来像である「沖縄 21 世紀ビジョン」の基本理念及び将来像は、SDGs の基本理念や 17 の目標と重なることが多いことから、SDGs の視点を追加し、計画や施策に 17 の個別目標を紐付けて示します。

〈目指すべき将来像〉



サーキュラーエコノミーとは

サーキュラーエコノミーとは、リニアエコノミー※に代わる概念で、日本語で「循環経済」と呼ばれる経済システムを表す言葉です。経済活動においてモノやサービスを生み出す段階から、リサイクル・再利用を前提に設計するとともに、できる限り新たな資源の投入量や消費量を抑えることで既存のモノを無駄にせず、その価値を最大限に生かす循環型のしくみを表します。



資料: オランダ [A Circular Economy in the Netherlands by 2050 -Government-wide Program for a Circular Economy] (2016) より模倣者作成

※リニアエコノミー(線形経済)とは

「資源の採掘に始まり、大量生産を経て、最後には大量に廃棄する」という、一方通行的な経済活動のことです。

持続可能な開発目標(SDGs)

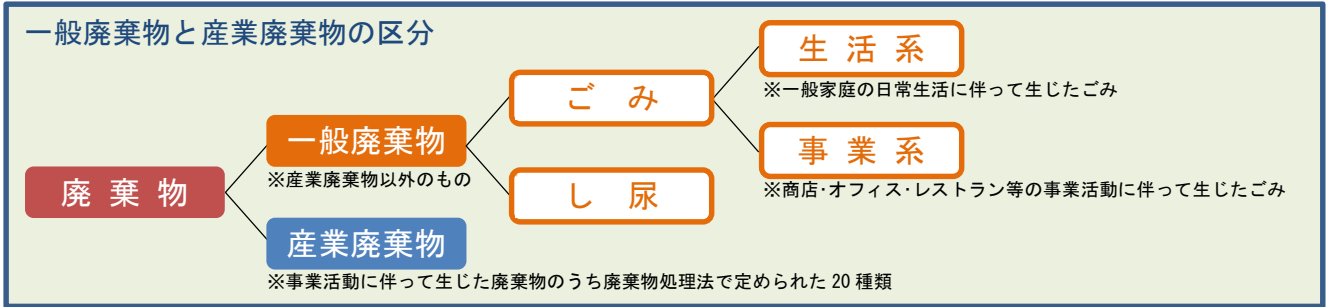
持続可能な開発目標(SDGs)は、平成 27(2015)年の国連総会で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げられた、平成 28(2016)年から令和 12(2030)年までの国際目標で、17 の目標とそれらに付随する 169 のターゲットから構成されています。

これらの目標とターゲットが全ての国、全ての人々及び社会の全ての部分で満たされ、地球上の「誰一人取り残さない(leave no one behind)」ことなどが宣言されています。



出典)国際連合広報センターHP

2 廃棄物処理の状況について

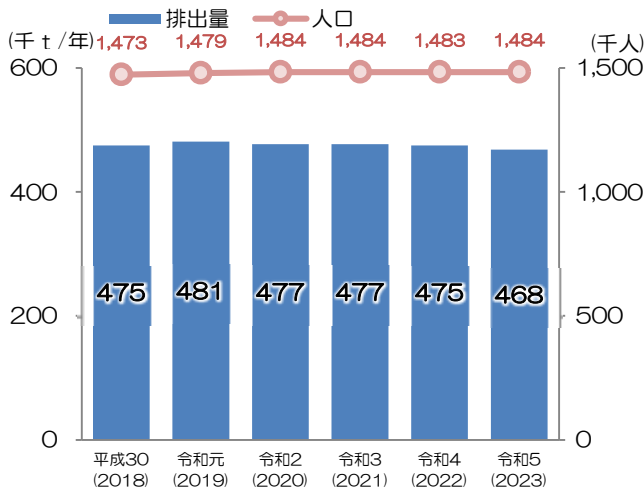


一般廃棄物(ごみ)の現状、将来予測及び課題

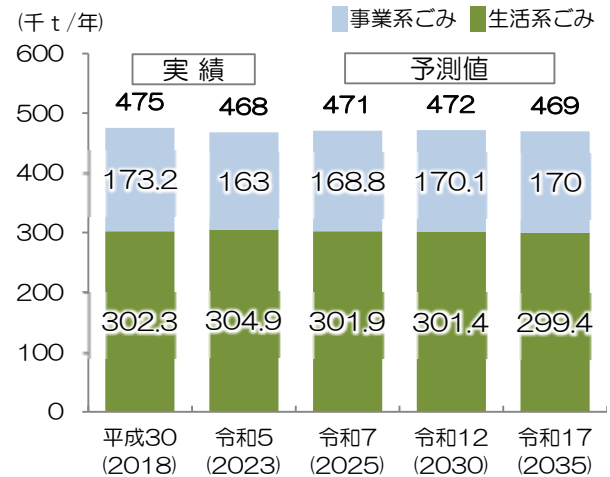
1 現状と将来予測

ごみ排出量は、平成 30(2018)年度から令和元(2019)年度に微増しましたが、令和元(2019)年度から令和5(2023)年度にかけて微減傾向にあります。ごみ排出量は微増すると予測されます。

人口とごみ排出量の推移



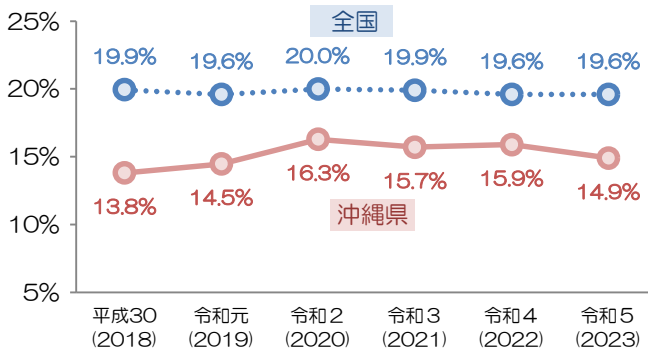
ごみ排出量の将来予測



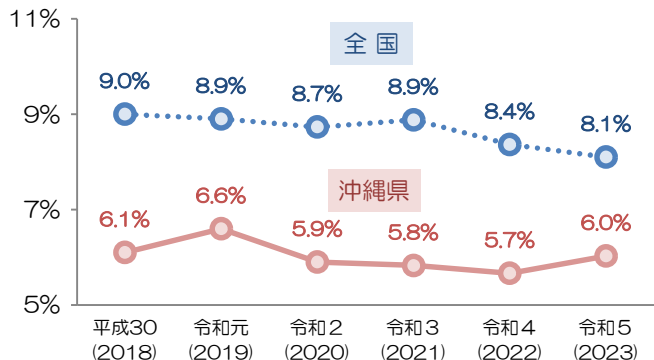
リサイクル率は、全国平均値に比べて低い値で推移しています。理由として、ペットボトル以外のプラスチック製容器包装の分別回収を行っている市町村が少ないこと等が挙げられます。

最終処分率は全国平均値よりも低い値で推移しています。理由として、本県は焼却等による中間処理率(99.4~99.8%)が全国平均(98.9~99.2%)と比較して高いことが影響しています。

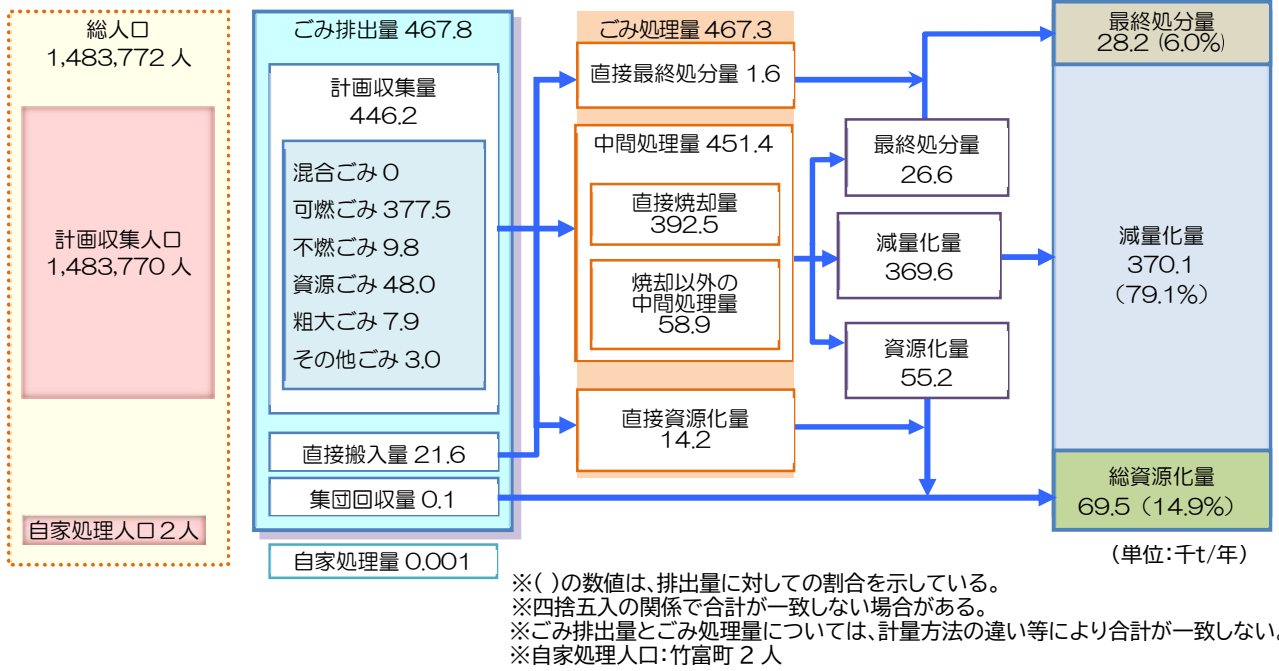
リサイクル率



最終処分率



令和5(2023)年度 一般廃棄物処理・処分フロー



2 課題

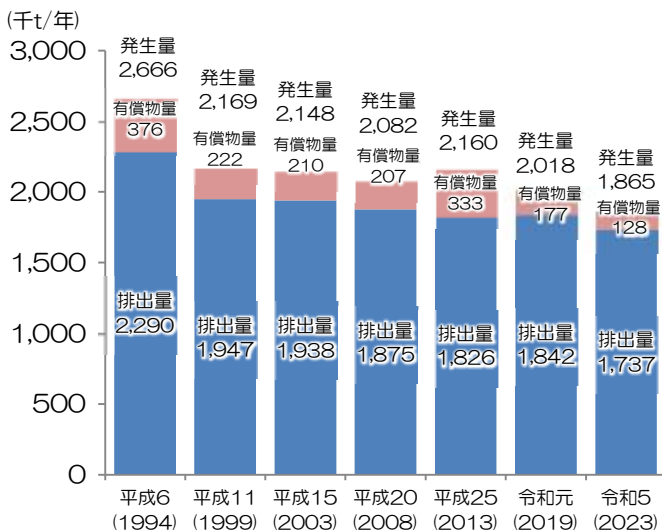
排出量	生活系ごみは食品ロス削減の推進などにより、排出量の削減を図る必要があります。事業系ごみの割合は全国平均値より高く、観光客が排出するごみが事業系ごみ全体の量に一定の影響を与えていると考えられます。
再生利用量	紙類の分別収集量を増やすための周知やプラスチック類や布類の再生利用を促進する取組を行う必要があります。
最終処分量	ごみの排出量、直接最終処分量、焼却残渣量の削減に向けて引き続き取組を行うとともに、再生利用を促進する取組を推進する必要があります。

産業廃棄物の現状、将来予測及び課題

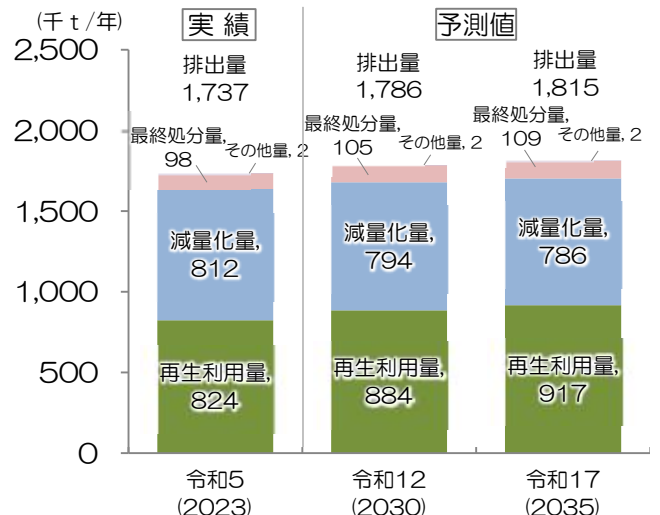
1 現状と将来予測

平成6(1994)年度以降、発生量、排出量は経年的に減少傾向にあります。将来、排出量は増加傾向で推移するものと予測されます。

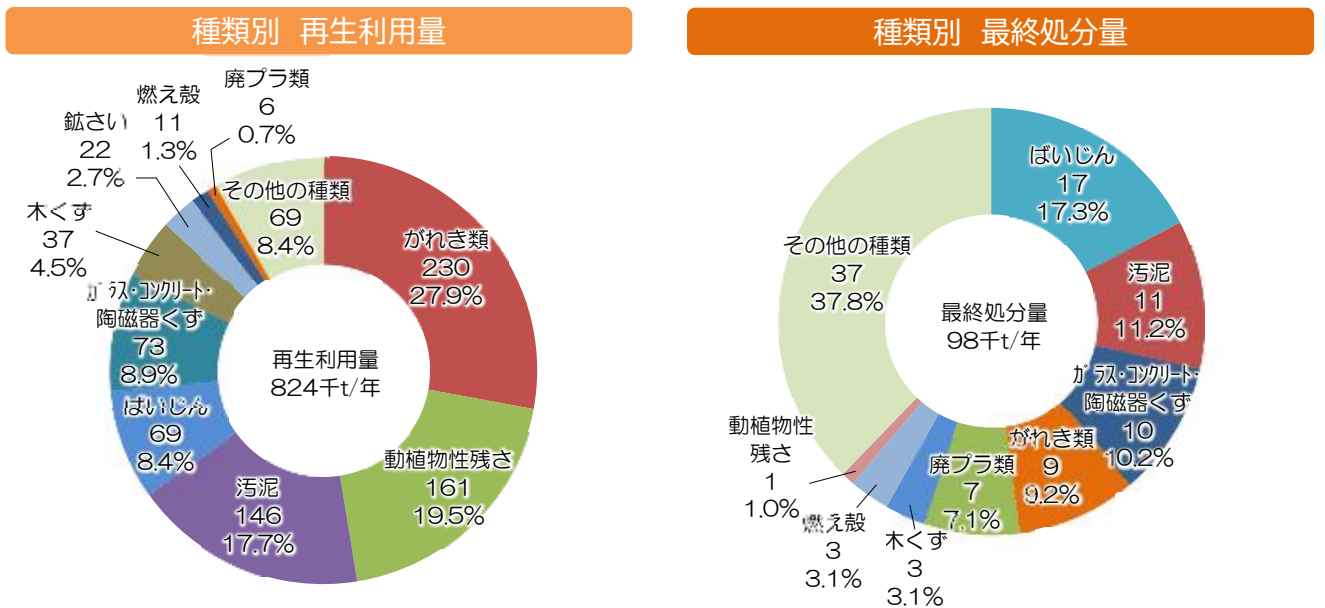
発生・排出状況の推移



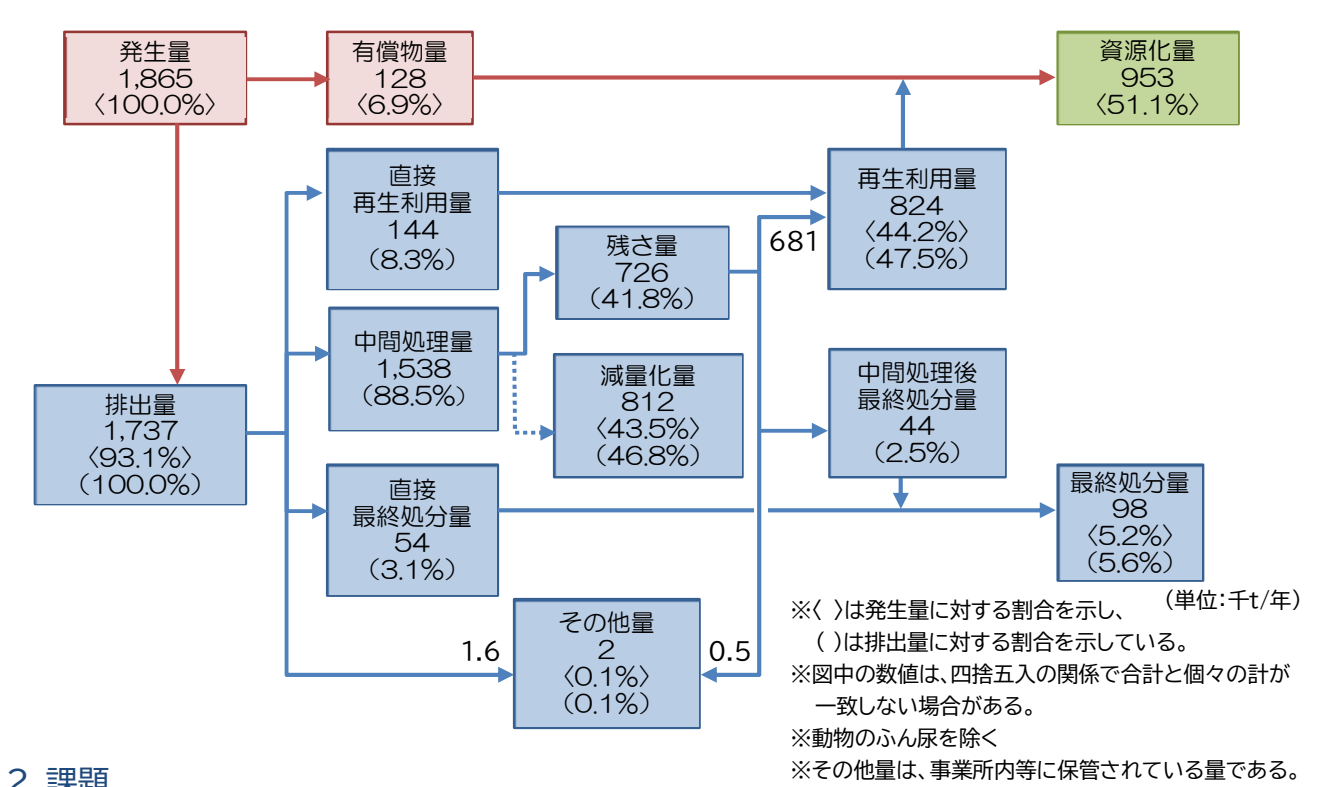
排出量の将来予測(処理別)



再生利用量を種類別にみると、がれき類が最も多く、次いで動植物性残さ、汚泥となっており、これら3種類で再生利用量の65.1%を占めています。最終処分量を種類別にみると、建設混合廃棄物を含むその他の種類が最も多く、次いでばいじん、汚泥となっており、これらで最終処分量の66.3%を占めています。



令和5(2023)年度 産業廃棄物処理・処分フロー



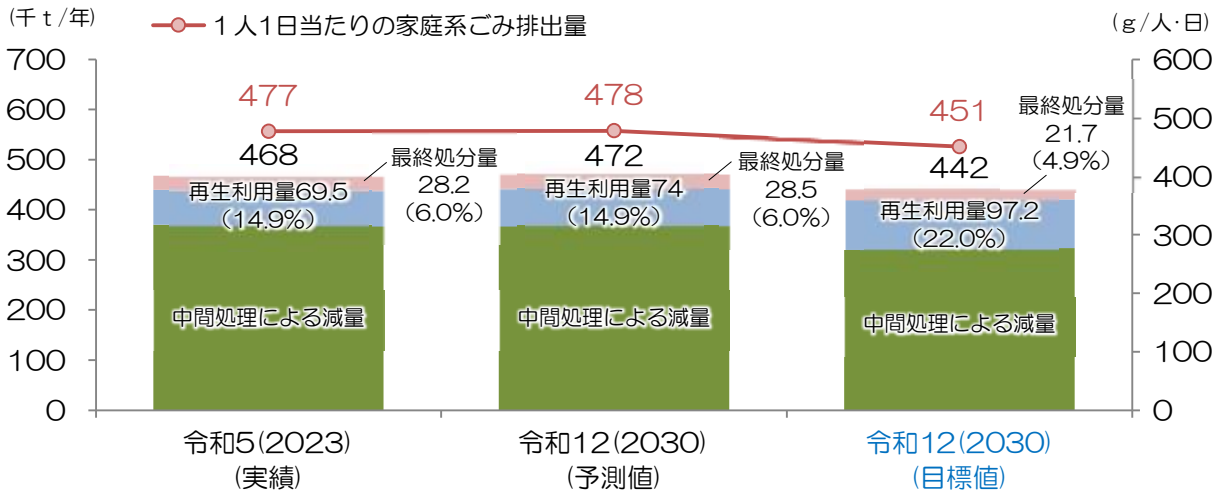
2 課題

排出量	木くず等を除き排出量が大きく増加している産業廃棄物はありません。そのため、引き続き、種類毎に産業廃棄物排出量をモニタリングしながら、県内の経済活動の動向も併せて注視していく必要があります。
再生利用量	種類毎の再生利用量が減少した要因の詳細な分析と必要な方策を検討するとともに、主に汚泥のような廃棄物の排出量が多く、かつ再生利用率が低い産業廃棄物について、再生利用を促進するための方策を検討する必要があります。
最終処分量	排出抑制と再生利用を促進することで、最終処分量の減少を図る必要があります。

3 循環経済促進のための目標設定

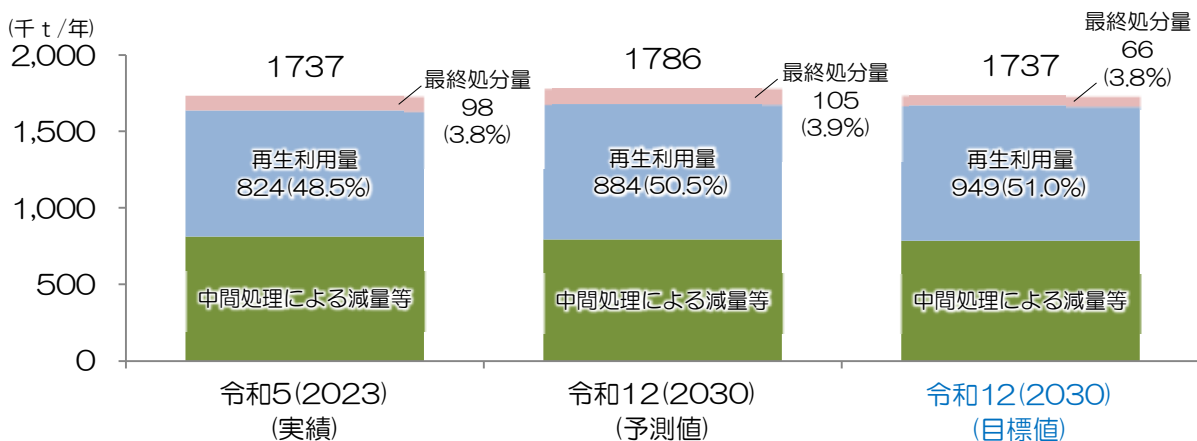
一般廃棄物の量的目標【令和12(2030)年度】

- ◆ 排出量を現状(令和5(2023)年度)に対し、**5.6%(26千t)**削減します。
- ◆ 1人1日当たりの家庭系ごみ排出量を現状(令和5(2023)年度)に対し、**5.5%(26g)**削減します。
- ◆ 再生利用量を排出量の**22.0%**とします。
- ◆ 最終処分量を排出量の**4.9%**とします。



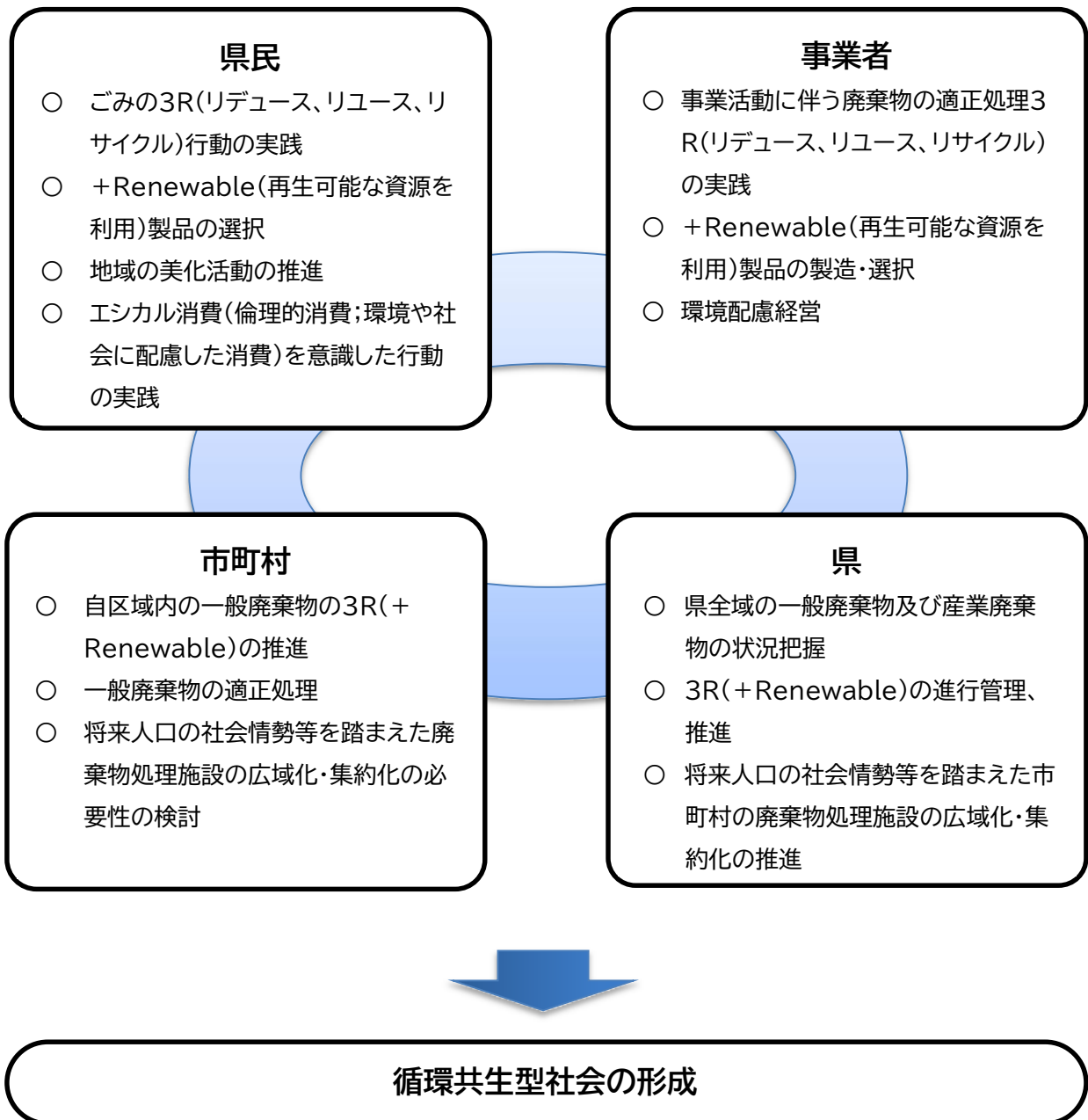
産業廃棄物の量的目標【令和12(2030)年度】

- ◆ 排出量を現状(令和5(2023)年度)の1,737千tから**増加させない**目標とします。
- ◆ 再生利用量を排出量の**51.0%**とします。
- ◆ 最終処分量を排出量の**3.8%**とします。



各主体の役割分担

本県の地域特性を活かした循環経済を促進するためには、県民、事業者、処理業者、県、市町村のそれぞれが適切な役割分担のもと、以下に示す取り組みを率先して行い、相互に連携・協働しながら、循環型社会の形成に向けた責任と役割を果たしていくことが必要です。



4 循環経済促進のための主要施策

本計画では以下に示す5つの基本方針のもと、「循環共生型社会の形成による持続可能な沖縄」に向けた施策を展開します。

循環共生型社会の形成による持続可能な沖縄

基本方針1 本県独自の資源循環の方向性

- (1)普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成
- (2)リサイクルの促進
(産業振興、分別収集の促進、個別物品の循環利用)
- (3)観光分野における廃棄物の対策
- (4)事業者間連携の形成
- (5)経済的手法を活用した減量化等の推進
- (6)本県に適した資源循環

関連するSDGsの目標



基本方針2 持続可能な廃棄物処理体制の方向性

- (1)県民及び事業者への呼びかけ
- (2)一般廃棄物処理体制のあり方
- (3)産業廃棄物処理体制のあり方
- (4)離島の廃棄物対策
- (5)最新技術の活用
- (6)脱炭素への貢献

関連するSDGsの目標



基本方針3 適正処理の確保と徹底

- (1)適正処理の推進
- (2)生活排水処理対策(普及啓発活動)
- (3)適正処理困難物対策
- (4)特別管理廃棄物対策
- (5)ダイオキシン類対策

関連するSDGsの目標



基本方針4 不確定要因を含む廃棄物に対する対応

- (1)急拡大感染症への対応
- (2)災害時における対応力の強化
- (3)米軍基地の廃棄物対策
- (4)海岸漂着物対策

関連するSDGsの目標



基本方針5 ごみ処理広域化・集約化

- (1)広域化・集約化計画
- (2)広域化・集約化への展望

関連するSDGsの目標





【基本方針1】本県独自の資源循環の方向性







目標	施策	関連SDGs
(1)普及啓発の推進及び効果的なネットワークの形成	① ごみ減量化等の推進 ② 環境美化の促進 ③ 環境保全率先実行計画の推進とエコアクション 21 等の促進 ④ 「おきなわアジェンダ 21 県民会議」による普及啓発の推進 ⑤ 環境教育の推進 ⑥ グリーン購入の推進	
(2)リサイクルの促進	① 分別収集及び資源化の促進 ② 容器包装リサイクルの促進 ③ 家電リサイクルの促進 ④ 小型家電リサイクルの促進 ⑤ パソコンのリサイクルの促進 ⑥ 食品リサイクルの促進 ・食品リサイクル法に基づいた普及啓発 ・食品ロス削減に向けた取組 ⑦ 建設廃棄物のリサイクルの促進 ⑧ 使用済自動車リサイクルの促進 ⑨ プラスチック製品のリサイクルの促進 ⑩ バイオマス利活用の促進 ・生ごみや製糖副産物のたい肥化 ・廃棄物エネルギーの利活用 ・下水汚泥のリサイクルの促進 ・家畜排せつ物のリサイクルの促進 ⑪ リサイクルに取り組む事業者への支援 ⑫ リサイクル製品の利用拡大	1 貧困をなくそう 2 気候変動に具体的な対策を 7 エネルギーをみんなに 11 住み続けられるまちづくりを 12 つぶやみ、持続可能な消費と生産 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう 15 陸の豊かさも守ろう 17 パートナーシップで目標を達成しよう
(3)観光分野における廃棄物の対策	① 観光産業としての廃棄物削減の取組促進 ② 観光客への環境意識の啓発 ③ 持続可能な観光を目指した廃棄物の適正処理の推進	
(4)事業者間連携の形成	・ 関係団体との密な情報共有 ・ 動脈及び静脈産業の連携事例の収集と広報	
(5)経済的手法を活用した減量化等の推進	① 産業廃棄物税による排出抑制、循環的利用及び適正処理の推進 ② 一般廃棄物処理に係る負担の適正化の検討	
(6)本県に適した資源循環	① 「沖縄県プラスチック問題の取組に関する指針」の推進 ② 島しょ型資源循環社会の構築に向けた具体策の検討と実施	

【基本方針2】持続可能な廃棄物処理体制の方向性





目標	施策	関連SDGs
(1)県民及び事業者への呼びかけ	① 県民及び事業者への「基本方針1」の取組の呼びかけ	3 健全な気候変動に具体的な対策を
(2)一般廃棄物処理体制のあり方	① 適正処理の推進に向けた処理施設の整備 ② 廃棄物処理事業に係る価格の適正化の推進	7 エネルギーをみんなに 12 つぶやみ、持続可能な消費と生産
(3)産業廃棄物処理体制のあり方	① 県内完結型の産業廃棄物処理の促進 ② 周辺環境に配慮した処理施設の整備促進 ③ 公共関与最終処分場等を活用した廃棄物適正処理の推進	11 住み続けられるまちづくりを 12 つぶやみ、持続可能な消費と生産
(4)離島の廃棄物対策	① 発生・排出抑制及び循環的利用に関する主要施策 ・地域循環によるリサイクルの促進 ・離島対策支援事業を活用した適正処理の促進 ② 適正処理に関する主要施策 ・ごみ処理広域化の推進 (効率的な処理体制(人的体制など)の構築を含む) ・産業廃棄物のあわせ処理の推進 ・海岸漂着物対策	12 つぶやみ、持続可能な消費と生産 13 気候変動に具体的な対策を 14 海の豊かさを守ろう

目標	施策	関連SDGs
(5)最新技術の活用	<ul style="list-style-type: none"> 関係団体との密な情報共有 最新技術の活用における効果的な事例の収集・評価・広報 事業者のリサイクル等の取組支援 	
(6)脱炭素への貢献	<ul style="list-style-type: none"> 廃棄物・資源循環分野の取組の推進 地球温暖化対策の推進に資する施設整備の促進 市町村・一部事務組合への脱炭素化に向けた情報発信 	




【基本方針 3】適正処理の徹底のための施策

目標	施策	関連SDGs
(1)適正処理の推進	<ol style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の適正処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> 排出事業者に対する産業廃棄物処理責任の周知徹底及び指導強化 産業廃棄物処理業者の監視・指導の強化 優良認定産業廃棄物処理業者の育成 産業廃棄物管理票(マニフェスト)制度の推進 不法投棄等の防止対策 <ul style="list-style-type: none"> 関係団体・機関との連携による不法投棄の防止 廃棄物監視指導員の配置等による地域の不法投棄等監視体制の強化 産業廃棄物のあわせ処理の推進 <ul style="list-style-type: none"> 農業用廃プラスチック類の適正処理の推進 	  
(2)生活排水処理対策 (普及啓発活動)	<ol style="list-style-type: none"> 講習会等を通じた普及啓発活動の推進 合併処理浄化槽の普及促進 	
(3)適正処理困難物対策	<ol style="list-style-type: none"> リチウム蓄電池 蛍光管 太陽光パネル 	
(4)特別管理廃棄物対策	<ol style="list-style-type: none"> 感染性廃棄物 廃石綿及び石綿含有廃棄物 特定有害産業廃棄物 水銀廃棄物 PCB廃棄物 	
(5)ダイオキシン類対策	<ol style="list-style-type: none"> 一般廃棄物処理施設の対策 産業廃棄物処理施設の対策 	

【基本方針 4】不確定要因を含む廃棄物に対する対応

目標	施策	関連SDGs
(1)急拡大感染症への対応	<ul style="list-style-type: none"> 市町村、医療関係機関及び関係団体との連携強化等 	
(2)災害時における対応力の強化	<ol style="list-style-type: none"> 市町村による災害廃棄物処理計画の策定支援 人材育成 災害廃棄物処理体制の強化 	
(3)米軍基地の廃棄物対策	<ol style="list-style-type: none"> 沖縄駐留米軍及び沖縄防衛局等との連絡体制の構築 情報公開及び立入検査 	
(4)海岸漂着物対策	<ol style="list-style-type: none"> 海岸漂着物対策の推進 	

【基本方針 5】ごみ処理広域化・集約化

目標	施策	関連SDGs
(1)広域化・集約化計画	<ul style="list-style-type: none"> 焼却施設 資源化・粗大ごみ処理施設 最終処分場 し尿処理施設 	 
(2)広域化・集約化への展望	<ol style="list-style-type: none"> 広域化・集約化推進のための検討・対象となる市町村等の調整 	

5 沖縄県ごみ処理広域化・集約化計画(第三版)

1 計画の期間

環境省の令和6(2024)年通知を踏まえ、広域化計画(第三版)の期間は令和 32(2050)年度までとしました。

2 広域化の進捗と効果

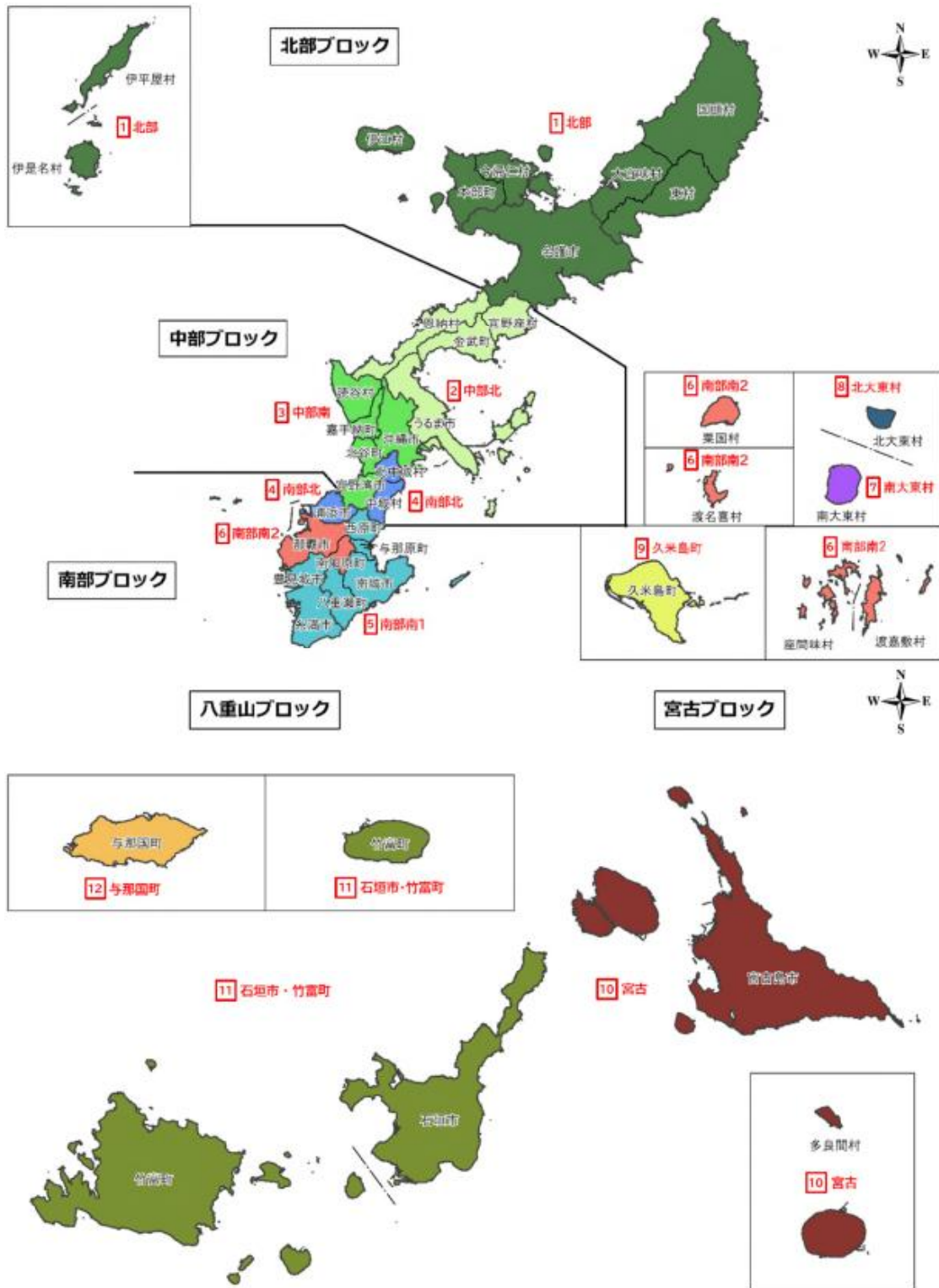
- 広域化計画(初版)(平成11(1999)年3月)の目標と令和5(2023)年度時点における、本県の一般廃棄物焼却施設の状況を比べると、本島市町村については17施設から12施設に減少しています。
- 一方、離島市町村については焼却施設が無かった地域に整備が進んだという背景から、14施設から19施設に増加しています。
- また、施設の広域化により「ダイオキシン類排出量の削減」、「最終処分量の削減」、「サーマルリサイクルの推進」については、いずれもその効果指標を上回る成果が得られています。

3 広域化・集約化計画

- 広域化計画(第二版)(令和4(2022)年3月)の基本的な方向性を踏襲し、中期的な目標時期を令和17(2035)年度、長期的な目標時期を令和32(2050)年度に設定するとともに、本島と離島の現状を踏まえた更新を行いました。
- 広域化ケースは、目標時期の目安に応じた3ケースを想定し、段階的に広域化・集約化を図ります。
- 焼却施設は、ケース2の令和17(2035)年度には、県全体で現状の25施設から17施設まで広域化することを目指します。さらに長期的な目標時期のケース3の令和32(2050)年度は、北部、中部及び南部で更なる広域化を進め、12施設程度に広域化することを目指します。離島については海上輸送の困難性を考慮しながら広域化を検討します。
- 資源ごみ・粗大ごみについては、焼却施設の処理体制を考慮しながら、資源化するごみの種類ごとに集約化・広域化を推進します。焼却施設に比べ、市町村ごとの分別の違いにより、リサイクル施設や収集運搬効率への影響が大きいことから、地域特性を踏まえた検討が必要です。
- 最終処分場については、焼却灰と不燃残さが焼却施設から発生することを踏まえ、焼却施設の処理体制を考慮しながら広域化・集約化を推進します。

ケース	考え方	目標時期の目安
ケース1	現行(令和7(2025)年度)の処理体制	—
ケース2	近隣自治体における広域化	令和17(2035)年度
ケース3	最大限の広域化	令和32(2050)年度

<ケース3 令和 32(2050)年度>

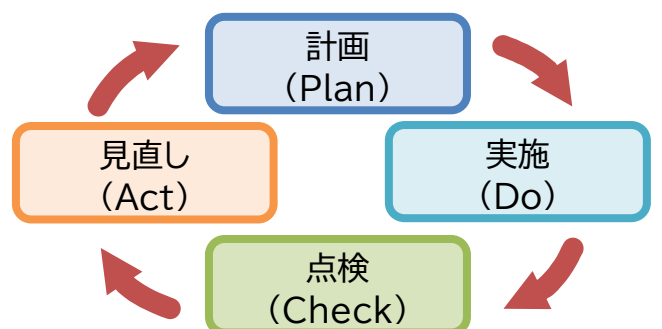


6 計画の推進

循環型社会の形成を図るため、右図で示す「PDCA サイクル(Plan、Do、Check、Act)」による継続的な計画の進行管理を行います。

一般廃棄物及び産業廃棄物の量的目標の達成状況について、県ホームページで公表します。

計画については、5年を目途に全体的な見直しを行い、県民、事業者、NPO 及び行政の各層の取組を高めていきます。



沖繩県 環境部 環境整備課

〒900-8570 沖繩県那覇市泉崎 1-2-2

TEL 098-866-2231 FAX 098-866-2235

E-mail aa035009@pref.okinawa.lg.jp